里庄町防犯カメラ設置助成事業補助金 申請の手引き(分館等向け) 様式記載例

令和7年9月1日

里庄町長 様

団 体 名 **里庄分館** 代表者氏名 **分館長 椿 太郎**

里庄町防犯カメラ設置助成事業補助金交付申請書

このことについて、補助金交付を受けたいので、里庄町防犯カメラ設置助成事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

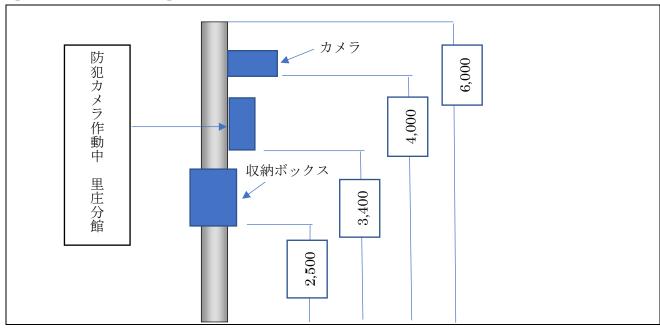
- 1 事業費 300.000 円
- 2 添付書類
 - (1) 里庄町防犯カメラ設置助成事業計画書(様式第2号)
 - (2) 防犯カメラの購入に要する経費の見積書の写し
 - (3) 防犯カメラの設置に要する経費の見積書の写し
 - (4) 防犯カメラの概要がわかる図面、カタログ等の写し
 - (5) 設置場所の現況写真
 - (6) 設置場所を表示した付近見取図
 - (7) 設置場所の管理者の承認を証する書類の写し
 - (8) 次に掲げる事項が定められた防犯カメラ管理・運用規程(案)
 - ア 設置目的及び目的外利用の禁止
 - イ 設置場所及び撮影範囲
 - ウ 防犯カメラを設置している旨の表示方法
 - エ 管理責任者及び操作取扱者
 - オ 管理責任者等の責務
 - カ 撮影された画像等の適正な管理に関する事項
 - キ 撮影された画像等の提供の制限に関する事項
 - ク 秘密の保持に関する事項
 - ケ 保守点検等の方法
 - コ 問合せ及び苦情等への対応方法

里庄町防犯カメラ設置助成事業計画書

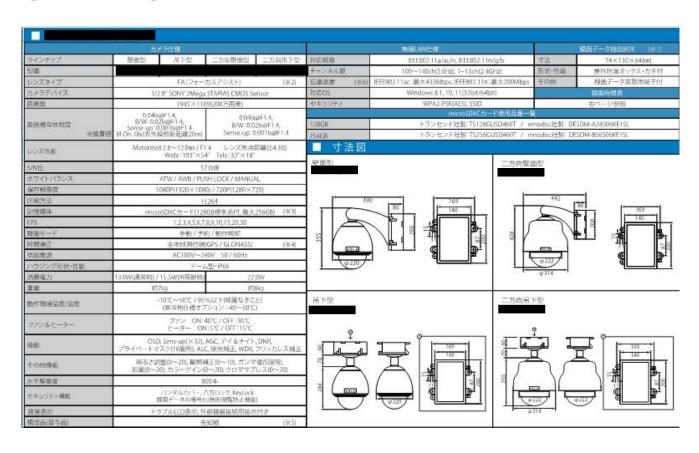
団	体	名	里庄分館
事	業 内	容	※事業の目的及び防犯カメラ設置による効果等を記載すること。 里庄分館の地域内に入る主要道路の1つであり、空き巣や盗難等の犯罪に対して抑止効果を発揮することを目的に設置する。実際に付近の住民からも、自宅に置いていた自転車の盗難被害にあったとの報告があり、今後万が一犯罪が発生した場合でも警察の捜査に迅速に協力したい。 また、小学生の通学路も撮影できることから、子どもたちを狙った声かけ等に対しても効果を発揮する。
設	置場	所	浅口郡里庄町大字里見1107番地2
設	置 台	数	1台
着工	予定年月	日	令和7年10月1日
完 成	予定年月	日	令和7年10月31日
総	事 業	費	300,000 円
町補	助対象組	圣費	270,000 円
財	町 補 助	金	270,000 円
源内	地元負担金	Ž	30,000 円
訳	その他	<u>1</u>	O 円
備		考	

防犯カメラ概要図面及びカタログ等の写し

【防犯カメラ概要図面】



【カタログの写し】



※カタログの写しは、カメラ本体の仕様が記載されたものを添付してください。 ※図面及びカタログは、原本をコピーしたものを提出してください。(作成例のように1 枚にまとめる必要はありません。)

設置場所の現況写真



※建物等の周囲の状況が分かるように撮影してく

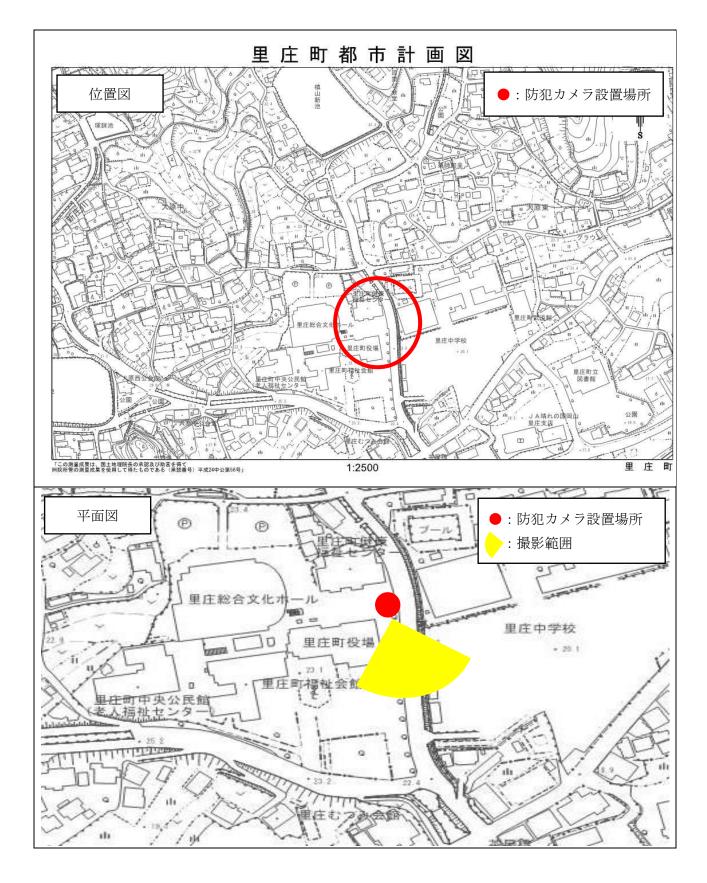
ださい。

※設置後の現況写真においても、同方向から撮影してください。また、設置後のカメラ、録画装置及び設置表示看板等が分かるように撮影してください。

団体名:里庄分館

設置場所: 里庄町里見 1107 番地 2

設置場所を表示した付近見取図



作成例

※私有地に承諾を得て設置する場合に書面を交わして〈ださい。 決まった様式はありませんが、この様式を参考に活用して〈ださい。

里庄分館 分館長 椿 太郎 様

防犯カメラ設置承諾書

標記の件について下記の通り承諾します。

- 1 設置場所 浅口郡里庄町大字里見1107番地2
- 2 設置内容 防犯カメラ設備一式及びポール
- 3 設置期間 令和**7**年**10**月**31**日 (予定) から6年間とする。 ただし、終了1年前に双方から解除の申し入れがない場合には自動的に1 年毎の期間が延長されるものとする。
- 4 そ の 他 使用料は無料とする。 設置期間終了後は設置者の費用で取り外すものとする。

以上

令和7年9月1日

浅口郡里庄町大字里見1107番1



里庄分館 防犯カメラ管理・運用規程(案)

1 設置目的及び目的外利用の禁止

この規程は、個人のプライバシーに配慮しつつ、**里庄分館**における犯罪防止のために設置するものとし、岡山県が策定した「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って、次の場所に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。また、記録された画像等は、設置目的以外の目的のための利用を禁止する。

- 2 設置場所及び撮影範囲
 - ①設置場所 浅口郡里庄町大字里見1107番地2
 - ②撮影範囲 上記付近の道路とする。ただし、撮影範囲に含まれる住宅(里 見1107番地1)にはマスキング処理を行い、撮影しない こととする。
- 3 防犯カメラを設置している旨の表示方法 防犯カメラの撮影場所付近の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板 を掲示する。併せて、表示板には設置者である「**里庄分館**」を記載する。
- 4 管理責任者及び操作取扱者
 - ① 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
 - ② 管理責任者は、分館長 椿 太郎とする。
 - ③ 管理責任者は防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。
 - ④ 操作取扱者は、役員 真菰 次郎 きする。

責任者及び取扱者は分館役員が望まし く、それぞれ別の人を指定してください。

- 5 管理責任者等の責務
 - ① 画像等により知り得た情報の漏えい又は不正な使用の防止のための必要な措置に関すること。
 - ② 操作取扱者に関する指導、監督に関すること。
 - ③ その他画像等の適正な取扱いに関すること。

保存期間は最低1週間以上としてください。

- 6 撮影された画像等の適正な管理に関する事項
 - ① 記録機器及び記録媒体等は、施錠可能な収納ボックスに施錠のうえ保管しなければならない。なお、収納ボックスの鍵は、管理責任者から指定された者が確実に管理することとする。
 - ② 記録機器で録画された画像は、原則として外部への持ち出しを禁止する。
 - ③ 画像の保存期間は**10日間**とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。
 - ④ 保存期間を経過した画像等は、上書き等により速やかにかつ確実に消去するものとする。

- ⑤ 記録された記録媒体を廃棄する場合には管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。
- 7 撮影された画像等の提供の制限に関する事項 次の場合を除き、第三者へ閲覧させ、提供しないものとする。
 - ① 法令に基づく場合。
 - ② 捜査機関から犯罪捜査のため、情報提供を求められた場合。なお、記録された画像等を利用する場合は、利用日時、利用者、利用理由、利用する画像の内容等を別紙様式(画像等利用簿)に記録して保管するものとし、第三者へ閲覧させ又は提供する場合も同様とする。
 - ③ 人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合。
- 8 秘密の保持に関する事項

管理責任者及び操作取扱者等は、画像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。 また、その職を退いた後も同様とする。

最低1年に1回は、正常に録画ができていることを確認してください。

9 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、1年ごとに保守点検を行うものとする。

10 問い合わせ・苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせ・苦情等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

この規程は、令和7年10月31日から実施する。

申請時は空欄で可。工事完了後の実績報告提出時に日付を入れてください。

様式第9号(第11条関係)

令和7年11月15日

里庄町長 様

団 体 名 **里庄分館** 代表者氏名 **分館長 椿 太郎**

里庄町防犯カメラ設置助成事業実績報告書

令和7年9月12日付け里庄町指令企第**10**号で交付決定通知のあった里庄町防犯カメラ設置助成 事業補助金について、事業を完了したので、里庄町防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第 11 条の規定 により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

記

- 1 事業費 300,000 円
- 2 添付書類
 - (1) 里庄町防犯カメラ設置助成事業収支精算書(様式第10号)
 - (2) 防犯カメラの設置に係る契約書又は請書の写し
 - (3) 防犯カメラの設置に係る工事完了届又は納品書の写し
 - (4) 防犯カメラ設置経費の支出に係る証拠書類の写し
 - (5) 防犯カメラ設置後の現況写真(カメラ、録画装置及び設置表示看板等の写真)
 - (6) 防犯カメラ管理・運用規程

里庄町防犯カメラ設置助成事業収支精算書

団	体		名	里庄分館
事	業	力	容	※事業の目的及び防犯カメラ設置による効果等を記載すること。 里庄分館の地域内に入る主要道路の1つであり、空き巣や盗難等の犯罪に対して抑止効果を発揮することを目的に設置する。実際に住民からも、自宅に置いていた自転車の盗難被害にあったとの報告があり、今後万が一犯罪が発生した場合でも警察の捜査に迅速に協力したい。また、小学生の通学路も撮影できることから、子どもたちを狙った声かけ等に対しても効果を発揮する。
設	置	場	所	浅口郡里庄町大字里見1107番地2
設	置	台	数	1台
着 -	工 年	月	日	令和7年10月1日
完月	成 年	月	日	令和7年10月31日
総	事	業	費	300,000 円
町補	助対1	象 経	費	270,000 円
財	町補	助。	金	270,000 円
源内	地元負	担金		30,000 円
訳	その)他		0 円
備			考	

様式第12号(第13条関係)

令和7年11月30日

里庄町長 様

団 体 名 里庄分館 代表者氏名 分館長 椿 太郎

里庄町防犯カメラ設置助成事業補助金交付請求書

令和7年9月12日付け里庄町指令企第10号で交付決定のありました事業について、里庄町防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交付決定額	270,000 円
受 領 済 額	O 円
請求額	270,000 円

生	金融機関名	店名	預金区分			П	座 番	号		
	里庄銀行	里庄支店	普通 当座	1	2	3	4	5	6	7
	フリガナ	サトショウブン:	カン ブン	カンチ	・ョウ	ツバキ	・タロ	コウ		
	口座名義 里庄分館 分館長 椿 太郎									

※振込先が「ゆうちょ銀行」の場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号をご記入ください。



画像等利用簿 ※太枠内は利用者(提供依頼者)が記載のこと

利用(提供)日時		令和7 年12月24日11時00分			
	団体名	里庄警察署刑事課			
利用者 (提供依頼者)	住 所	浅口郡里庄町大字里見1107番地2			
	責任者氏名	刑事課長 安全 太郎			
	連絡先	0865-00-000			
利用理由		令和7年12月5日に付近で発生した犯罪捜査のため			
利用期間		令和7年12月28日17時15分まで			
利用方法		□ 閲覧のみ ☑ 提供(記録媒体)			
利用する画像 データ内容		令和7年12月5日15時00 分から 令和7年12月5日17時00 分までの画像			
その他		※提供の場合、返却日時、返却者の署名を記載のこと			